

○厚生労働省令第三十号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第六十号）第二条第一項の規定に基づき、安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和三十一年厚生省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一第三号中(40)を(41)とし、(15)から(39)までを(16)から(40)までとし、(14)の次に次のように加える。

(15) 乾燥濃縮人プロトロンビン複合体

別表第二中「第八条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同表血小板成分採血の項下欄第一一号中「二四回以上」を「二三回以上」に改める。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。